



2025年11月7日

各 位

会社名 セントケア・ホールディング株式会社
代表者名 代表取締役社長 藤間 和敏
(コード: 2374 東証プライム)
問い合わせ先 常務取締役管理本部長 瀧井 創
電話番号 03-3538-2943

会社名 株式会社 Color
代表者名 代表取締役 村上 美晴

**株式会社 Color によるセントケア・ホールディング株式会社（証券コード：2374）の
株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ**

株式会社 Color は、本日、セントケア・ホールディング株式会社の株券等を、別添のとおり公開買付けにより取得することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

以 上

本資料は、株式会社 Color（公開買付者）が、セントケア・ホールディング株式会社（公開買付けの対象者）に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第30条第1項第4号に基づいて公表を行うものです。

（添付資料）

2025年11月7日付「セントケア・ホールディング株式会社（証券コード：2374）の株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」

2025年11月7日

各位

会社名 株式会社Color
代表者名 代表取締役 村上 美晴

セントケア・ホールディング株式会社（証券コード：2374）の株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

株式会社Color（以下「公開買付者」といいます。）は、2025年11月7日、セントケア・ホールディング株式会社（株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）プライム市場、証券コード：2374、以下「対象者」といいます。）の普通株式及び新株予約権（以下「株券等」といいます。）を、金融証券取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

公開買付者は、対象者の主要株主かつ筆頭株主で対象者の創業家一族の資産管理会社である株式会社村上企画（所有株式数：8,994,600株、所有割合（注1）：36.12%）（以下「村上企画」といいます。）の完全子会社であり、東京証券取引所プライム市場に上場している対象者の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）の全て（ただし、本新株予約権（以下に定義します。）の行使により交付される対象者株式を含み、対象者が所有する自己株式、本不応募合意株主（以下に定義します。）が所有する対象者株式及び譲渡制限付株式報酬として対象者の取締役等に付与された対象者の譲渡制限付株式（以下「本譲渡制限付株式」といいます。）を除きます。）及び本新株予約権（以下に定義します。以下同じです。）の全てを取得することを目的として、2025年9月29日付で設立された株式会社です。本日現在、対象者の代表取締役会長である村上美晴氏（所有株式数：2,817,427株、所有割合：11.31%、所有本新株予約権数：678個（目的となる株式数144,000株、所有割合：0.58%）（合計所有株式数：2,961,427株、所有割合：11.89%）が公開買付者の代表取締役を務めており（注2）、また、公開買付者は対象者株式及び本新株予約権を所有しておりません。

（注1）「所有割合」とは、対象者が2025年11月7日に公表した「2026年3月期 第2四半期（中間期）決算短信〔日本基準〕（連結）」に記載された2025年9月30日現在の対象者の発行済株式総数（25,003,233株）に、同日現在残存する本新株予約権（第2回新株予約権116個、第3回新株予約権81個、第4回新株予約権72個、第5回新株予約権61個、第6回新株予約権37個、第7回新株予約権36個、第8回新株予約権48個、第9回新株予約権58個、第10回新株予約権45個、第11回新株予約権120個、第12回新株予約権221個及び第13回新株予約権441個）の目的となる対象者株式の数（244,400株）を加算した株式数（25,247,633株）から、同日現在

の対象者が所有する自己株式数（345,655株）を控除した株式数（24,901,978株、以下「本基準株式数」といいます。）に対する割合をいい、その計算において小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、所有割合の計算において同じとします。

（注2）公開買付者の設立時の代表取締役は粥川佑菜氏であったところ、2025年11月6日付で同氏は代表取締役の地位を辞任し、村上美晴氏が公開買付者の代表取締役に就任しており、本日現在、当該代表取締役の変更について登記申請手続中です。

今般、公開買付者は、東京証券取引所プライム市場に上場している対象者株式の全て（ただし、本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、対象者が所有する自己株式、本不応募合意株主が所有する対象者株式及び本譲渡制限付株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを取得することを目的とし、いわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）（注3）のための一連の取引の一環として、本公開買付けを実施することを決定いたしました。

（注3）「マネジメント・バイアウト（MBO）」とは、一般に、買収対象会社の経営陣が、買収資金の全部又は一部を出資して、買収対象会社の事業の継続を前提として買収対象会社の株式を取得する取引をいいます。

本公開買付けに際して、公開買付者は、2025年11月7日付で、対象者の創業家一族の資産管理会社である村上企画（所有株式数：8,994,600株、所有割合：36.12%）、対象者の主要株主であり、かつ、対象者の代表取締役会長である村上美晴氏（所有株式数：2,817,427株、所有割合：11.31%、所有本新株予約権数：678個（目的となる株式数144,000株、所有割合：0.58%（合計所有株式数：2,961,427株、所有割合：11.89%））、以下村上企画及び村上美晴氏を総称して「本不応募合意株主」といいます。）との間で、それぞれ公開買付不応募契約（以下村上企画と締結した公開買付不応募契約を「本不応募契約（村上企画）」、村上美晴氏と締結した公開買付不応募契約を「本不応募契約（村上美晴氏）」といい、本不応募契約（村上企画）及び本不応募契約（村上美晴氏）を総称して「本不応募契約」といいます。）を締結し、本不応募合意株主が所有する対象者株式（以下「本不応募合意株式」といいます。）の全てについて、本公開買付けに応募しない旨を合意しております。また、公開買付者は、2025年11月7日付で、対象者の株主であり、対象者の子会社の取締役会長である安藤幸男氏（所有株式数：505,400株、所有割合：2.03%）、対象者の株主であり、村上美晴氏の実姉である村上邦子氏（所有株式数：95,000株、所有割合：0.38%、安藤幸男氏及び村上邦子氏を総称して「本応募合意株主」といいます。）との間で、それぞれ公開買付応募契約（以下安藤幸男氏と締結した公開買付応募契約を「本応募契約（安藤幸男氏）」、村上邦子氏と締結した公開買付応募契約を「本応募契約（村上邦子氏）」といい、本応募契約（安藤幸男氏）及び本応募契約（村上邦子氏）を総称して「本応募契約」といいます。）を締結し、本応募合意株主が所有する対象者株式の全てについて、本公開買付けに応募する旨を合意しております。

本公開買付けの概要は以下のとおりです。

(1) 対象者の名称

セントケア・ホールディング株式会社

(2) 買付け等を行う株券等の種類

① 普通株式

② 新株予約権

- i. 2009年6月25日及び2009年7月14日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第2回新株予約権(株式報酬型ストックオプション)(以下「第2回新株予約権」といいます。)(行使期間は2009年8月18日から2044年8月17日まで)
- ii. 2010年6月24日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第3回新株予約権(株式報酬型ストックオプション)(以下「第3回新株予約権」といいます。)(行使期間は2010年7月17日から2045年7月16日まで)
- iii. 2011年6月28日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第4回新株予約権(株式報酬型ストックオプション)(以下「第4回新株予約権」といいます。)(行使期間は2011年7月20日から2046年7月19日まで)
- iv. 2012年6月26日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第5回新株予約権(株式報酬型ストックオプション)(以下「第5回新株予約権」といいます。)(行使期間は2012年7月18日から2047年7月17日まで)
- v. 2013年6月26日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第6回新株予約権(株式報酬型ストックオプション)(以下「第6回新株予約権」といいます。)(行使期間は2013年7月17日から2048年7月16日まで)
- vi. 2014年6月26日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第7回新株予約権(株式報酬型ストックオプション)(以下「第7回新株予約権」といいます。)(行使期間は2014年7月16日から2049年7月15日まで)
- vii. 2015年6月25日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第8回新株予約権(株式報酬型ストックオプション)(以下「第8回新株予約権」といいます。)(行使期間は2015年7月16日から2050年7月15日まで)
- viii. 2016年6月28日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第9回新株予約権(株式報酬型ストックオプション)(以下「第9回新株予約権」といいます。)(行使期間は2016年7月16日から2051年7月15日まで)
- ix. 2017年6月27日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第10回新株予約権(株式報酬型ストックオプション)(以下「第10回新株予約権」といいます。)(行使期間は2017年7月19日から2052年7月18日まで)

- x. 2018年6月26日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第11回新株予約権(株式報酬型ストックオプション)(以下「第11回新株予約権」といいます。)
(行使期間は2018年7月18日から2053年7月17日まで)
- xi. 2019年6月25日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第12回新株予約権(株式報酬型ストックオプション)(以下「第12回新株予約権」といいます。)
(行使期間は2019年7月18日から2054年7月17日まで)
- xii. 2020年6月24日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第13回新株予約権(株式報酬型ストックオプション)(以下「第13回新株予約権」といい、「第2回新株予約権」、「第3回新株予約権」、「第4回新株予約権」、「第5回新株予約権」、「第6回新株予約権」、「第7回新株予約権」、「第8回新株予約権」、「第9回新株予約権」、「第10回新株予約権」、「第11回新株予約権」、「第12回新株予約権」及び「第13回新株予約権」を総称して、以下「本新株予約権」といいます。)
(行使期間は2020年7月17日から2055年7月16日まで)

(3) 買付け等の期間

2025年11月10日(月曜日)から2025年12月22日(月曜日)まで
(30営業日)

(4) 買付け等の価格

- ① 普通株式1株につき 金1,220円
- ② 新株予約権
 - i. 第2回新株予約権1個につき 金1円
 - ii. 第3回新株予約権1個につき 金1円
 - iii. 第4回新株予約権1個につき 金1円
 - iv. 第5回新株予約権1個につき 金1円
 - v. 第6回新株予約権1個につき 金1円
 - vi. 第7回新株予約権1個につき 金1円
 - vii. 第8回新株予約権1個につき 金1円
 - viii. 第9回新株予約権1個につき 金1円
 - ix. 第10回新株予約権1個につき 金1円
 - x. 第11回新株予約権1個につき 金1円
 - xi. 第12回新株予約権1個につき 金1円
 - xii. 第13回新株予約権1個につき 金1円

(5) 買付け予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	12,945,951 (株)	4,567,800 (株)	— (株)
合計	12,945,951 (株)	4,567,800 (株)	— (株)

(注1) 本公開買付けに応募された株券等(以下「応募株券等」といいます。)の数の合計が買付予定数の下限(4,567,800株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(4,567,800株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注2) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにおいて公開買付者が買付け等を行う対象者株式の最大数(12,945,951株)を記載しております。これは本基準株式数(24,901,978株)から、本不応募合意株式の数(11,956,027株)を控除した株式数(12,945,951株)です。

(注3) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(注4) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。)に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手續に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注5) 公開買付期間末日までに本新株予約権が行使される可能性があります。当該行使により発行又は交付される対象者株式も本公開買付けの対象としております。

(6) 公開買付代理人

株式会社 SBI 証券 東京都港区六本木一丁目6番1号

(7) 決済の開始日

2025年12月29日(月曜日)

なお、本公開買付けの具体的内容は、本公開買付けに関して公開買付者が2025年11月10日に提出する公開買付届出書をご参照ください。

以上

【勧誘規制】

本資料は、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧ください。株主ご自身の判断で申込みを行ってください。本資料及び本資料の参照書類は、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘又は購入申込み若しくは勧誘に該当するものでも、その一部を構成するものでもなく、本資料及び本資料の参照書類（若しくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとしします。

【将来予測】

本資料には、公開買付者が対象者株式を取得した場合における、公開買付者の経営陣の考え方に基づく、事業展開の見通しの記載が含まれています。実際の結果は多くの要因によって、これらの見込みから大きく乖離する可能性があります。

【米国規制】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、さらに米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けいたしません。

【その他の国】

国又は地域によっては、本資料の発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本資料の発表、発行又は配布は本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとしします。